



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和2年12月1日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査の実施日

令和2年11月11日（水）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 前田 憲一郎

3. 監査対象とした部課

都市部都市整備課

都市部下水道課

健康福祉部子育て・健康課

消防本部消防課・消防署

4. 監査の範囲

令和2年度9月末における財務並びに事務の執行状況

5. 監査の着眼点

今回の定期監査は、本年度の特殊な状況を配慮し、新型コロナウイルス感染症対策による新たな多くの施策が、各課の予算執行においてどの程度影響しているかを主眼として、年度途中の追加事業を含めた上半期の事業予算の執行状況を振り返り、年度予算の最終執行の見通しに対して、課題があるか否かをチェックする節目の役割を持たせ、課題があればそれを下半期でどう解決し事業の目的を達成させるか、足元を見つめ直すためのきっかけづくりにしたいと考え、監査を実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑

突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

7. 監査実施による各課概要

(1) 都市整備課

職員は課長以下、計画指導班 3 名、道路班 5 名、公園緑地班 2 名の計 11 名が配置されている。

「計画指導班」は、都市計画に係る計画決定及び変更、都市計画区域内での建築の確認及び指導、開発行為等の指導及び規制、住宅施策、コミュニティバスの運行に関すること等を担当している。

今年度は、平成 30 年 4 月に策定した「空き家等対策計画」に基づき、空き家の予防啓発、特定空家等の指導を進めている。また、増加している町内の空き家を減らしていくため、空き家の解体補助制度を創設し、実施している。

耐震診断等事業については、目標年次が今年度中となっている耐震改修促進計画の改定作業を進めている。

また、ブロック塀等撤去補助金については、より活用しやすい制度に見直しを図る予定である。

「道路班」は、道路、橋りょう、河川及び水路等の維持、補修、道路の新設、拡幅改修に伴う用地取得、道路の認定、廃止、変更、区域の決定、供用開始、占用及び自費工事等に伴う許可及び監督、占用料の徴収、狭あい道路等拡幅整備に関すること等を担当している。

今年度は、平成 30 年度に策定した「二宮町町道舗装・橋りょう・トンネル修繕計画」に基づき、国の交付金を活用しながら、町道の舗装補修工事、橋りょう等の定期点検や、橋りょう補修設計を実施している。平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、町内の橋りょう 60 橋全ての点検が終了したことから、その点検結果を基に、橋りょう長寿命化修繕計画を更新し、今後の国の交付金要望資料や町の予算計上資料として活用し、ライフサイクルコストの低減を図りながら、安全を確保している。

また、山西子どもの広場跡地周辺は道路が狭く、東西に抜ける道路が無いことから、山西子どもの広場跡地に道路を新設し、緊急自動車の通行が可能になるよう、整備している。

「公園緑地班」は、公園等の計画、設計、施工、維持管理、児童遊園地及び緑地等の維持管理に関すること等を担当している。

今年度は、平成 29 年度に策定した公園の統廃合計画に基づく各種業務を実施し、公園のより良い運営を図っている。

また、定期的に公園施設の点検、公園内の枯木の伐採や草刈り、病虫害防除等を実施し、利用者の安全確保に努め、利便性の向上を図っていく予定である。

(2) 下水道課

職員は課長以下、業務班 3 名、工務班 3 名の計 7 名が配置されている。

「業務班」は、公共下水道事業の企画及び運営、普及促進、公共下水道に係

る使用料、下水道受益者負担金に関すること等を担当している。

今年度は、公営企業法適用支援委託業者が決定し、令和 5 年度からの公営企業会計への移行に向け、3 か年の継続事業として始動した。また、普及促進は、供用年数の浅い地区を中心に接続案内のポスティングを実施しているが、年数が経過した地区への勧奨も検討する予定である。

今後については、下水道事業の経営戦略策定を年度内に進め、公営企業法適用事業は次年度以降の安定推進に向けた進行管理に努めている。

「工務班」は、公共下水道整備事業の計画及び認可、公共下水道施設の維持管理、排水設備の確認及び検査に関すること等を担当している。

今年度は、既存の管路や付帯設備に関して適正な維持管理に努めるとともに、令和元年度に作成したストックマネジメント計画について、国と県に確認手続きを行っており、来年度以降の方策を検討している。

また、公共下水道整備事業は、釜野・中里・北新道地区の枝線工事を実施し、未普及地区の解消を進めている。さらに、アクションプランの方針に基づき、下水道全体計画及び事業計画の見直しを県の酒匂川流域下水道事業と並行して進めている。

(3) 子育て・健康課

職員は課長以下、子育て支援班 5 名、育成相談班 4 名、健康づくり班 4 名の計 14 名が配置されている。

「子育て支援班」は、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費や小児医療費の助成、百合が丘保育園の管理運営、学童保育、ファミリー・サポート・センター事業、子育てサロンの運営・管理に関すること等を担当している。

今年度は、各保育園の保育士確保対策として、新たな補助金を創設し、保育士の不足の解消を図っている。また、新型コロナウイルス対策として各種補助事業を実施している。

「育成相談班」は、医療対策、救急医療、妊娠・出産・育児の健康教育、子育て世代包括支援に関すること等を担当している。

子育て世代包括支援センター「にのはぐ」において、妊娠期から出産、子育て期に渡り、専門職による関わりによって、切れ目ない支援を行っている。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、中止や実施形態を変更した事業もあったが、事業継続のための課題整理を行うとともに、支援内容のニーズの把握を行っている。

次年度は、親子教室の実施形態の変更や廃止等も含め、より効果的な事業展開を推進する予定である。

「健康づくり班」は、予防接種事業、特定健康診査及び特定保健指導、後期高齢者に対する健康診査及び保健指導、がん検診、自殺予防・対策に関すること等を担当している。

今年度は、町民の健康づくり未病改善のため、予防接種や健康診査、保健指導の他、未病センターにのみやの運営に取り組んでいる。

次年度については、各健診について受診率向上を図るため、積極的に未受診者に対する受診勧奨を行う予定である。

(4) 消防課・消防署

消防課職員は参事兼課長以下、庶務班 3 名、予防班 3 名、警防班 2 名の計 9 名が配置されている。

「庶務班」は、消防業務の広域連携及び消防広域化、消防職員及び消防団員の定数、配置等その他人事等を担当している。

今年度は、消防庁舎の改修に向けて専門家による修繕必要箇所の調査（現況調査）を実施している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、消防学校等の教育メニューの期間短縮や中止により予定していた教育の大部分が実施できない状況であり、消防団活動においても、緊急事態宣言下においては、災害対応するために最低限必要な訓練や点検を実施している。

さらに、消防関連行事（出初式等）においても、開催規模の縮小を決定している。

「予防班」は、火災予防業務の計画及び指導等、火災予防思想の啓発、防火管理者等の指導及び講習、消防用設備等の設置、管理及び検査に関すること等を担当している。

今年度は、「二宮町消防力の整備実行計画 基本施策 9 火災調査体制の充実強化」に沿った講習の実施、町ホームページやフェイスブック等を活用した火災予防思想の普及啓発事業の実施、また、消防法令に基づく立ち入り検査及び違反是正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、6月から実施している。なお、防火ポスター事業は、小学校の夏季休暇短縮の影響を受け、中止している。

次年度も、火災予防思想の普及啓発、法令に基づく検査及び違反是正を継続する予定である。

「警防班」は、消防相互応援協定に関すること、消防力整備指針に関すること、消防職員及び消防団員の教育訓練、消防団車両、消防機械器具等の保管及び運用に関すること等を担当している。

今年度は、消防力の安定と維持を図るため、第 5 分団の車両を更新している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、第 52 回神奈川県消防操法大会は、令和 3 年度に延期されている。

消防署職員は署長以下、第 1 警備隊 17 名、第 2 警備隊 17 名の計 35 名が配置されている。

「警備隊」は、災害の警戒及び防ぎょ活動、応急手当、活動及び救急講習、緊急消防援助隊の出動協力に関すること等を担当している。

今年度は、町民の生命、身体及び財産の火災からの保護、救助活動、傷病者の適切な搬送を目的として、消防吏員としての知識や技術の習得のため、訓練を積み重ね、消防全体としての災害現場活動能力の向上を図っている。また、火災予防、救急搬送等、高齢者に対する柔軟な対応や、町関係部局との連携を

図っている。

8. 監査結果

各課とも令和 2 年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。なお、令和 2 年度上半期は、国、県をはじめ、町も、新型コロナウイルス感染症対策に関する独自の追加策を施行し、関係部署の業務は増大した。各担当職員の負担は、通常の業務量を大幅に超えるものとなっており、職員の労務環境への配慮が望まれる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(都市整備課)

- 1) 平成 30 年度に町内の全ての橋りょうの点検が完了したことにより、全橋りょうの長寿命化に取り組まれるとともに、「二宮町町道舗装・橋りょう・トンネル修繕計画」に基づき、国の交付金の活用を図り、道路の新設改良を含めて、引き続き、町民の安全と利便性の向上に努められたい。
- 2) ブロック塀の撤去補助については、補助制度の見直しを図る等、町民が利用しやすい制度づくりが図られており、今後も、町民の安全、安心につながる事業実施に努められたい。特に、通学路に面する危険ブロック塀補助事業については、児童生徒安全対策協議会等、関係する団体との連携を図り、積極的な活用促進を促すことが期待される。
- 3) 公園等の整備については、公園統廃合計画に基づき、各地区との調整を図りながら、遊具の増設や撤去工事を進められたい。

(下水道課)

- 1) 公営企業会計への移行については、国、県からの情報収集や近隣市町との情報共有を図り、令和 5 年度に予定されている地方公営企業会計への円滑な移行が図られるよう、取り組みを進められたい。
- 2) 下水道債については、引き続き、負債残額と将来負担のバランス等を考慮しつつ、安定的な下水道の事業運営が図られるよう、努められたい。
- 3) 公共下水道の整備については、引き続き、町内の未普及地区解消に向け、計画的に実施されたい。
- 4) 下水道全体計画等、各種計画の見直しについては、関係する県や近隣市町と協力連携し、変更手続を着実に進められたい。

(子育て・健康課)

- 1) 子育て支援事業については、新型コロナウイルス感染症対策の実施に基づき、保育分野において数多くの事業が実施されている。今後も、国、県の情報に留意しつつ、町民へ必要な情報を随時発信し、各種事業を着実に推進されたい。
- 2) 子育て世代包括支援事業については、本年は特に様々な感染症予防対策を行

いながら、専門職による妊娠期から出産、子育て期までの支援を実施している。引き続き、乳幼児から未就学児迄の対象者への切れ目の無い、きめ細かい支援事業を実施されたい。

- 3) 健康診査、予防接種事業については、町民の健康を維持する基本であるため、対象者に各種保健衛生サービスが行き渡るよう、制度やサービスの周知啓発を図られたい。

(消防課・消防署)

- 1) 消防救急無線広域化・共同化等については、平塚市、大磯町との共同運用が既に開始され、3年余りが経過しているが、引き続き、円滑で安定した消防、救急業務の運用管理が図られるよう、努められたい。
- 2) 住宅用火災警報器については、設置が法律で義務付けられていること、設置によるメリットや機器更新の必要性等の情報も含めて、町民へのさらなる周知啓発に努められたい。
- 3) 消防職員の配置については、安定した町民サービスが図られるよう、職員の配置体制の整備、充実を図られたい。
- 4) 救急救助活動経費については、病院実習等を通じて、救急救命士の質、能力の向上に努め、引き続き、今後の救急救助活動に活用されたい。

9. まとめ

今回の定期監査では、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、上半期終了時点における各予算事業の執行状況や課題の把握、今後の執行見通しについて確認したが、上半期終了時点における重要な懸案事項は、一部を除いて見当たらず、年度末には概ね目的に沿った事業と年度当初に予定していた予算の効率的かつ効果的な執行が期待できるものと推察される。

各課で実施している工事や委託事業については、専門職の知識やノウハウを生かし、可能な限り、同種事業については、一括して共同発注する等の対応を図られたい。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面形式での各種会議開催が困難であることに加え、新型コロナウイルス感染症対策として、次亜塩素酸水配布業務や国の子育て世帯臨時特別給付金給付事業等が新たに実施され、例年とは全く異なる対応や予算執行を強いられる事業があるが、職員の知恵や工夫により、円滑な対応が図られており、各担当職員の努力を評価するものである。

以上